

## 「今後のＬアラートの在り方検討会」開催要綱

### 1 目的

災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達するＬアラートは、2011年6月の運用開始以降、着実にその情報発信者・情報伝達者や扱う情報を増やしている。2018年度末には全都道府県による運用が実現する見込みとなっており、Ｌアラートは普及の段階を経て、近時の災害においては、速やかに避難勧告・指示、避難所情報等を配信する等、災害情報インフラとして一定の役割を担うに至っている。

総務省では、Ｌアラートの更なる利活用のため、地図による災害情報の提供及びカーナビ・サイネージ等への配信のための実証実験を行い、より高度な災害情報の提供システムの普及展開等を目指すこととしている。また、メッセージアプリからの災害関連情報の配信等により情報の入手手段が多様化している中、Ｌアラートに対しても、伝達手段や発信情報の更なる拡充等多様な期待が寄せられている。

このような状況を踏まえ、Ｌアラートの現状を概括し、Ｌアラートが目指すべき情報インフラとしての姿について改めて検討する。

### 2 名称

本検討会は、「今後のＬアラートの在り方検討会」と称する。

### 3 検討事項

- (1) Ｌアラートの情報伝達手段の多様化・高度化
- (2) Ｌアラートが扱う発信情報の多様化
- (3) Ｌアラートの持続的運用等

### 4 構成及び運営

- (1) 本検討会は、総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）が開催する。
- (2) 本検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会に、総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）があらかじめ指名する座長を置く。
- (4) 座長は、本検討会を招集し、運営する。
- (5) 座長は、必要に応じ、構成員及びオブザーバー以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、必要に応じ、ワーキンググループを開催することができる。
- (7) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

### 5 議事の公開

- (1) 本検討会及び使用した資料については、次の場合を除き、公開する。
  - ① 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益及び公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合

- ② その他、非公開とすることが必要と座長が認める場合
- (2) 会議終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。

## 6 開催期間

本検討会は、平成 30 年の秋を目処に論点整理を行い、平成 30 年内を目処に検討のとりまとめを行う。

## 7 庶務

本検討会の庶務は、情報流通行政局地域通信振興課において行う。

(別紙)

## 「今後のLアラートの在り方検討会」 構成員一覧

(敬称略、座長を除き50音順)

座長 山下 徹 (株)NTTデータシニアアドバイザー

石戸奈々子 NPO法人CANVAS理事長

宇田川真之 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター特任助教

音 好宏 上智大学文学部教授

加藤 孝明 東京大学生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター准教授

川村 一郎 一般財団法人マルチメディア振興センタープロジェクト企画部長

沢田登志子 一般社団法人ECネットワーク理事

芝 勝徳 神戸市外国語大学教授

橋爪 尚泰 日本放送協会報道局災害・気象センターセンター長

堀 宗朗 東京大学地震研究所巨大地震津波災害予測研究センター教授

(以上10名)

(オブザーバー)

内閣官房 (IT総合戦略室)、内閣官房 (国土強靱化推進室)、内閣府 (防災担当)、  
消防庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁